

コンサルタント等業務における 総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について

◆適用時期

平成24年4月1日以降に公告する業務より適用

◆問い合わせ窓口

○中部地方整備局港湾空港部：nyuusatsu@pa.cbr.mlit.go.jp（担当：品質確保室）

○本資料に対する質問と回答は中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html>）に掲載します。

- 個別案件毎の詳細は入札説明書を参照してください。
- 公表内容は予告なく変更する場合がありますので、必要な都度ご確認ください。

平成24年3月29日

中部地方整備局 港湾空港部

総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について

◆総合評価落札方式における「履行確実性評価」の導入について

総合評価落札方式において、一層の品質確保対策として、新たに「履行確実性評価」を導入する事とする。

試行概要

◇調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して、技術評価点の算出にあたり、以下により履行確実性を評価する。

- ①追加資料(内訳書、予定技術者への適正な支払い、品質確保体制等)の提出。
- ②ヒアリングの実施(配置予定技術者を含めて3名以内)。

◇追加資料の提出を行わない、またはヒアリングに応じない場合は、入札を無効とする。

◇適用対象: 予定価格が1,000万円を超える総合評価落札方式の業務。

◇適用時期: 平成24年4月以降に公告する案件から適用する。

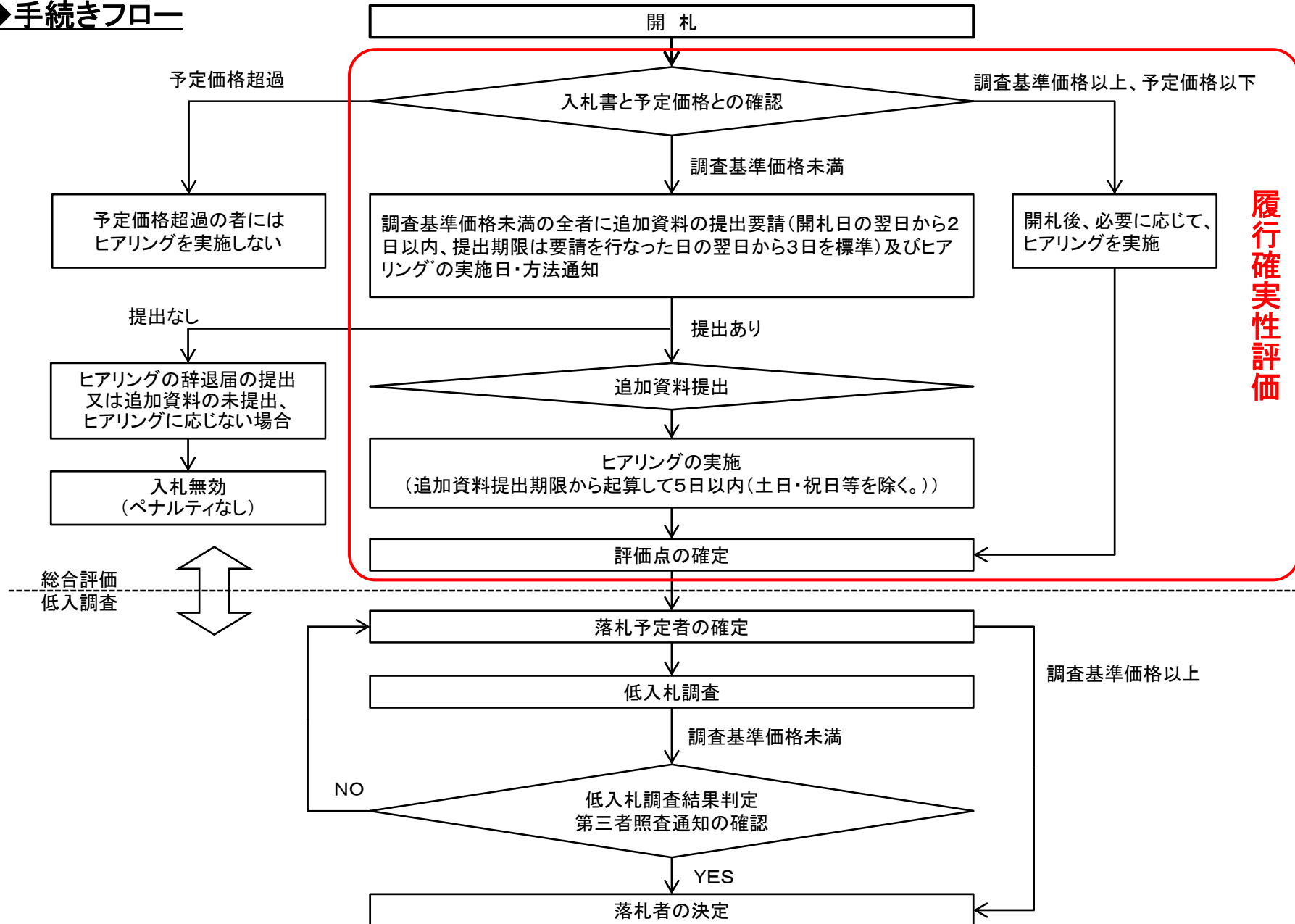
※発注者支援業務については、市場化テストの実施に当たり、先行して実施した。

※低入札価格調査を経て契約した業務等に係る「第三者照査」の試行については、引き続き実施する。

※個別業務の詳細については、入札公告・入札説明書を確認すること。

総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について

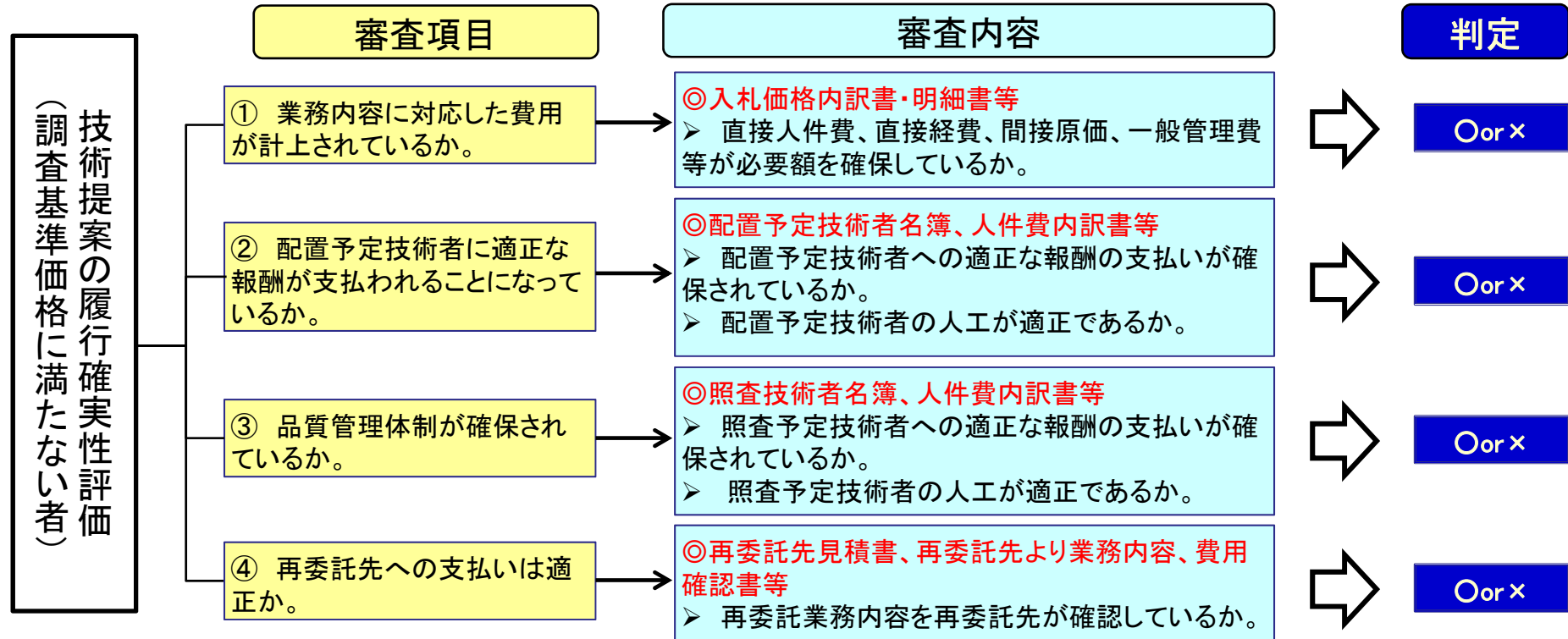
◆手続きフロー



総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について

◆審査項目と内容

以下の4項目について、「履行確実性」の審査を行う。



◆評価方法

審査結果を基に、履行確実性の評価を行い、評価に応じて「履行確実性度」を付与する。

付与された「履行確実性度」により、技術評価点の見直しを行う。（次葉参照）

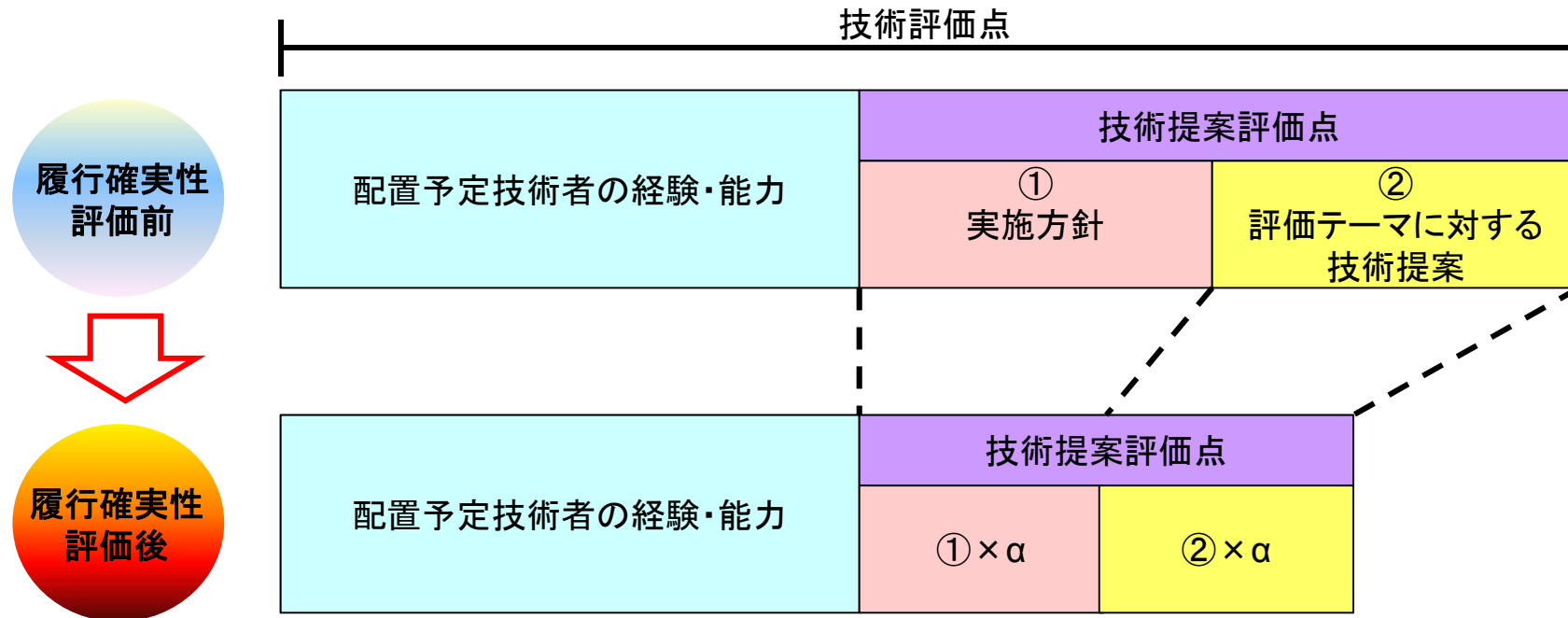
「○」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について

◆技術評価点の算出イメージ

履行確実性の評価に応じて付与された「履行確実性度」により、技術評価点を算出する。

$$\text{〇「技術評価点」} = (\text{配置予定技術者の経験・能力}) + (\text{履行確実性評価前の技術提案評価点}) \times \alpha (\text{履行確実性度})$$



◆技術提案の不履行に対する対応

〇受注者の責により技術提案の内容を満足する業務が行われなかった場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。